九十八　措置法第六十六条の十一の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十六条の十一の二第一項の規定　同項の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされた措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の法人税法第三十七条第五項の規定により寄附金の額とみなされた金額

ロ　措置法第六十六条の十一の二第二項の規定　法人が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

第二条第六十五号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十六　措置法第六十六条の十一第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十四号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　措置法第六十六条の十第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十三号を同条第九十二号とし、同条第六十二号を同条第九十一号とし、同条第六十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十　措置法第六十五条の十四第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十五条の十三第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の十四第九項において準用する措置法第六十五条の十三第四項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八　措置法第六十五条の十三第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十九号を同条第八十六号とし、同条第五十八号を同条第八十五号とし、同条第五十七号を同条第八十四号とし、同条第五十六号中「措置法第六十五条の九の規定　同条」を「平成二十三年旧措置法第六十五条の九の規定（平成二十三年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）　平成二十三年旧措置法第六十五条の九」に、「措置法第六十五条の七」を「平成二十三年旧措置法第六十五条の七」に改め、同号を同条第八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十三　措置法第六十五条の九の規定　同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十五号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に、「規定　同条第一項」を「規定（平成二十三年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）　平成二十三年旧措置法第六十五条の八第一項」に改め、同号を同条第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一　措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定　同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の八第八項において準用する措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十四号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に、「第九項の規定　これら」を「規定（同条第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）　平成二十三年旧措置法第六十五条の七第一項又は第九項」に改め、同号を同条第七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十九　措置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十三号を同条第七十七号とし、同条第五十二号を同条第七十六号とし、同条第五十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五　措置法第六十五条の四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第五十号を同条第七十三号とし、同条第四十九号を同条第七十二号とし、同条第四十八号を同条第七十一号とし、同条第四十七号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十　措置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定　同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四条第八項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十六号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　措置法第六十四条第一項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十五号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六　措置法第六十一条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十四号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四　措置法第六十一条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十三号を同条第六十二号とし、同条第四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十　措置法第六十条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

六十一　措置法第六十条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十一号を同条第五十八号とし、同条第二十五号から第四十号までを十七号ずつ繰り下げ、同条第二十四号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条第二十三号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　措置法第四十八条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十二号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　措置法第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六　措置法第四十七条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　措置法第四十六条の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第十九号を同条第三十二号とし、同条第十八号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　措置法第四十六条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第十七号を同条第二十九号とし、同条第十六号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　措置法第四十五条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第十五号を削り、同条第十四号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十三　措置法第四十四条の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十四　措置法第四十四条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額